

県有財産の一般競争入札案内書
(令和6年12月実施)

令和6年11月26日

石川県商工労働部産業政策課

目次

1	入札公告の内容	1 頁
2	入札による売買手続きの流れ	3 頁
3	県有財産の一般競争入札説明書	4 頁
4	入札心得書	9 頁
5	県有財産売買契約書	11 頁
6	いしかわサイエンスパーク景観協定書	15 頁
7	各種様式等	17 頁
	県有財産一般競争入札参加申込書（別記様式1）	（17 頁）
	入札参加者及び役員等名簿（別記様式2）	（18 頁）
	誓約書（別記様式3）	（19 頁）
	事業計画書（別記様式4）	（20 頁）
	委任状（別記様式5）	（22 頁）
	入札書（別記様式6）	（23 頁）
	入札保証金に関する約定書（別記様式7）	（24 頁）
	銀行振出小切手（見本）	（25 頁）
8	物件調書	26 頁
9	入札会場のご案内	30 頁

この案内書についてのお問い合わせ先
〒920-8580
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部産業政策課
企画管理グループ
電話（076）225-1511（直通）

- 1 本案内書は、現地説明及び入札の際お持ち下さい。
- 2 本案内書に綴じ込みの入札参加申込書等の様式は、石川県ホームページからもダウンロードできます。（下記URL）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/kenyuti.html>

県有財産売却入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。
令和6年11月26日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	数量	最低売却価格
1	能美市旭台二丁目5番2	土地	宅地	747.84m ²	10,500,000円
2	能美市旭台二丁目5番11	土地	宅地	1,359.36m ²	20,120,000円

備考 物件番号1は、建物が立地する敷地

建物については、所有者である公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下、I S I C O）との随意契約

（ 数量 1階建 166.16m²
構造 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
参考価格 2,519,000円 ）

問い合わせ先 公益財団法人石川県産業創出支援機構 サイエンスパークオフィス
石川ハイテク交流センター 電話番号 0761-51-0122

2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入札日時	入札場所	開札
1	令和6年12月24日（火）	午前10時	入札後、即時開札
2		午前11時	
		金沢市鞍月1丁目1番地	
		石川県庁14階 1405会議室	

3 現地説明の日時及び場所

令和6年11月26日（火）～令和6年12月13日（金）の期間内に希望に応じて実施する。

現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

申込先 石川県商工労働部産業政策課 電話番号 076-225-1511

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 事業者であること。ただし個人事業者は含まない。

※事業者とは、一定の目的を持ち、反復継続して同種の経済活動をする者。事業規模や業種、または営利性を問わない。非営利法人も対象となりえるが、生産性を概念できる事業（収益事業）を行っている必要がある。

- (5) 自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業若しくは機械設計業を営む者、又は研究開発、情報処理・提供サービス若しくは商品開発等を行う者であること。

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和6年11月26日(火)から令和6年12月13日(金)までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

名称	住所	電話番号
石川県商工労働部産業政策課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1511

6 入札参加申込みの方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県商工労働部産業政策課まで持参し、又は郵送しなければならない。

(2) 受領期限

令和6年12月13日(金)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日(契約締結の日から30日以内)までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部産業政策課 電話番号 076-225-1511

《入札による売買手続きの流れ》

◇令和6年11月26日（火）

- ① 入札の公告
 - ・石川県公報に掲載
- ② 入札案内書交付開始
 - ・石川県商工労働部産業政策課

◇令和6年11月26日（火）～令和6年12月13日（金）

- ③ 入札参加申込期間（持参・郵送による）
 - ・入札参加申込書、入札参加者及び役員等名簿、誓約書、事業計画書、登記事項証明書、印鑑証明書、定款、国税、県税の納税証明書、会社パンフレットなど会社概要がわかるもの、直近3期分の決算報告書を石川県商工労働部産業政策課企画管理グループへ提出
 - ・郵送による場合は簡易書留（期間中必着）

◇令和6年11月26日（火）～令和6年12月13日（金）

- ④ 現地説明
 - ・令和6年11月26日（火）～令和6年12月13日（金）の期間内に希望に応じて開催
 - ※現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込みが必要
 - ・売却物件現地において、物件概要を説明

◇令和6年12月24日（火）

- ⑤ 入札
 - ・指定日時、場所で開催
 - ・入札保証金（入札金額の5%以上）を納付し、参加
- ⑥ 開札、落札者の決定
 - ・入札締切後、入札者の前で開札、落札者を決定

◇落札者の決定通知の日から起算して5日以内（土日祝日除く）

- ⑦ 契約
(石川県)
 - ・県と落札者で土地の契約締結
 - ・契約保証金の納付
(売買代金の10%以上)
(入札保証金は契約保証金に充当)
- (I S I C O)
 - ・I S I C Oと落札者で建物の契約締結
(県の契約と同日契約の予定)
 - ※別紙「いしかわフロンティアラボH区画建物の売買手続きについて」を参照
 - ・契約保証金の納付（売買代金の10%）

◇契約の日から30日以内

- ⑧ 売買代金の支払
(石川県)
 - ・契約保証金は売買代金に充当
 - ・売買代金から契約時に納付した契約保証金を除いた残額を、契約締結後30日以内に支払い
 - ・所有権は売買代金が完納された時に移転する
- (I S I C O)
 - ・左記に同じ

◇売買代金の支払いから7日以内

- ⑨ 所有権の移転登記、物件引き渡し
(石川県)
 - ・登録免許税等、所有権の移転に要する経費は落札者が負担する
 - ・所有権移転登記手続きは石川県が代行する
- (I S I C O)
 - ・登録免許税、所有権の移転に要する経費は落札者が負担する
 - ・所有権移転登記手続きはI S I C O依頼の司法書士が代行する

県有財産の一般競争入札説明書

この入札説明書は、県有財産の売却に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は以下の事項を了解のうえ、入札書を提出されるようお願いします。

1 一般競争入札により売却する物件及び最低売却価格

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は以下に該当する者
 - ① 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 過去3年間に以下の事項に該当する者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 事業者であること。ただし個人事業者は含まない。
※事業者は、一定の目的を持ち、反復継続して同種の経済活動をする者。事業規模や業種、または営利性を問わない。非営利法人も対象となりえるが、生産性を概念できる事業（収益事業）を行っている必要がある。
- (5) 自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業若しくは機械設計業を営む者、又は研究開発、情報処理・提供サービス若しくは商品開発等を行う者であること。

3 入札の申込

入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

【申込みに必要な書類】

- (1) 県有財産一般競争入札参加申込書（別記様式1）
- (2) 入札参加者及び役員等名簿（別記様式2）
- (3) 誓約書（別記様式3）
- (4) 事業計画書（別記様式4）
- (5) 登記事項証明書・・・発行から3か月以内のもの
- (6) 印鑑証明書・・・発行から3か月以内のもの
- (7) 定款

- (8) 国税、県税の納税証明書（未納の税額がないことの証明）
 - (9) 会社パンフレットなど会社概要がわかるもの
 - (10) 直近3期分の決算報告書
- (2)～(3)については別記様式に必要事項を記入し、記名押印のうえ申込み下さい。
持分を共有する場合には必ず共有者全員の連名で申込み下さい。

【申込みの方法及び締切】

（持参の場合）

令和6年12月13日(金)午後5時までに、石川県商工労働部産業政策課企画管理グループに提出

（郵送の場合）

令和6年12月13日(金)午後5時必着で、簡易書留により下記へ送付

送付先：〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県商工労働部産業政策課企画管理グループ 宛

4 現地説明の日時及び場所

希望の日時で実施します。希望日の前日までに電話にて申込みが必要です。

(1) 申込期間

令和6年11月26日(火)～令和6年12月12日(木)

毎日午前9時から午後5時まで（県の休日は除く）

(2) 実施期間

令和6年11月26日(火)～令和6年12月13日(金)

毎日午前11時から午後4時まで（県の休日は除く）

(3) 申込先

石川県商工労働部産業政策課企画管理グループ 電話番号 076-225-1511

※注意事項

現地説明への参加は自由ですが、参加されない場合でも、現地説明事項等についてすべて了知されたものとみなしますので、ご了解のうえ、入札に参加して下さい。

5 入札及び開札を行う日時及び場所

受付時間は各入札日時の30分前からです。受付には時間がかかりますので、遅くとも入札開始時間の10分前にはお越し下さい。

入札日時：

場 所：石川県庁14階 1405会議室

開 札：入札後、即時開札

6 入札日の持参品等

I. 入札参加者本人が入札する場合と、②代理人が入札する場合で、持参品が異なります。

持参品	①入札参加者本人が入札する場合 (本人が、入札参加申込時に提出した印鑑証明書の印を持参する場合)		②代理人が入札する場合 (左記以外の場合)	
1 印鑑	要	本人の印 (印鑑証明書の印)	要	代理人の印
2 身分証明書 (運転免許証等)	要	本人の身分証明書	要	代理人の身分証明書
3 委任状 (別記様式5)	不要	—	要	必要事項を記入し、 本人及び代理人が記名押印
4 入札書 (別記様式6) 5 入札保証金に関する 約定書 (別記様式7)	要	必要事項を記入し、 本人が記名押印	要	必要事項を記入し、 代理人が記名押印
以下6～8については、①、②のいずれの場合も必要				
6 入札保証金	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額 (入札書に記入した金額) の100分の5以上とする ・現金または銀行振出小切手による (別紙見本参照) ・落札者の入札保証金は契約保証金に充当する (落札日から起算して5日以内に契約を締結しない場合は県に帰属する) ・落札 (候補) 者以外の入札保証金は、領収書と引き替えに還付する ・入札保証金には利息を付さない 			
7 収入印紙 (200円分)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>営業として参加し、かつ5万円以上の入札保証金を納付した者のみ</u> ・落札 (候補) 者以外に入札保証金を還付する際、領収書に貼付する 			
8 筆記用具	—			

7 入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読み下さい。

8 落札者の決定方法

落札者は、県の最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした方とします。

ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。なお、この場合において、「くじ」を引かないものがあるときは、この者に代わって入札に関係ない職員に「くじ」を引かせるものとします。

9 契約の締結

(1) 県有財産売払申請書の提出

落札された方は、落札後速やかに県有財産売払申請書を提出していただきます。

(2) 契約の締結

① (物件番号1)

落札された方は、落札決定の日から起算して5日以内(土日祝日除く)に公益財団法人石川県産業

創出支援機構の所有する建物の不動産売買契約を締結しなければなりません。上記期限までに落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は県に帰属することになります。

② (物件番号1, 2)

落札された方は、落札決定の日から起算して5日以内(土日祝日除く)に土地の契約を締結しなければなりません。上記期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は県に帰属することになります。

10 売買代金の支払方法

落札者は、契約締結の際、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付していただきますが、この時、先に納付済みの入札保証金は、契約保証金の一部に充当する取扱いをします。

また、売買代金と契約保証金の差額については、契約締結の後、県が発行する納入通知書により30日以内に納付していただきます。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は県に帰属することになります。

11 所有権の移転及び費用負担

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとします。
- (2) 所有権の移転登記は石川県が行い、所有権の移転後7日以内に物件を現況のまま引き渡します。
- (3) 売買契約書(県保管用のもの一部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。(ただし、仲介手数料はかかりません。)

12 契約に付す条件

入札の物件については、契約書において次の制限が付されますので、ご注意下さい。

- (1) 「落札者は、売買物件の所有権が乙に移転した日から5年間(以下「指定期間」という)、売買物件を売払申請書に記載した用途及び事業計画(以下「指定用途」という)のとおり自ら供しなければならない。県の承認を得ないで売買物件を指定用途以外に供してはならない」こと。
- (2) 「落札者は、契約締結の日から指定期間が満了する日まで、県の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用賃借による権利若しくは賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「権利の設定」という)をし、又は売買物件の所有権を移転してはならない」こと。
- (3) 「落札者は、県の承認を得て売買物件の所有権を第三者に移転する場合、又は権利の設定をする場合は、当該第三者に対し、売買契約に規定する第11条から第22条の義務を承継しなければならない」こと。
- (4) 「県は、所有権の移転を承認する場合において、特に必要と認めた場合には、落札者から現実の売買価額と第3条に定める売買代金との差額を限度として、県の定める基準により算定した額を徴収することができる」こと。
- (5) 「落札者は、権利の設定又は所有権の移転をしようとするときは事前に詳細な事由(所有権の移転等に関する契約書(案)等の資料を含む)を付した書面により県に申請し、書面による承認を受けなければならない」こと。

13 売却結果の公表について

今回の売却結果は、以下の内容について公表することがあります。

- (1) 公表の時期
契約締結後、県が必要と認める時期
- (2) 公表内容
 - ① 当該入札物件の所在地、数量
 - ② 契約年月日
 - ③ 契約金額
 - ④ 売却の相手方

14 落札に至らない物件の取扱い

入札により落札に至らない物件については、県が定めた最低売却価格以上の金額で、随時、売却することがあります。

15 その他

この入札説明書に定めのない事項については、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）その他関係法令等の定めるところによります。

入札心得書

第1条 入札参加者は、「県有財産の一般競争入札案内書」（以下「入札案内書」という。）を熟読のうえ入札して下さい。

2 入札案内書について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求められます。

第2条 入札参加者は、入札に関し県の担当職員の指示に従って下さい。

第3条 入札参加者は、入札執行前に入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。

2 入札保証金を納付する場合は、県の担当職員の審査を受け、その面前で封かんのうえ、氏名及び金額を封筒に明記して「入札保証金納付書（入札当日交付、入札参加者が作成）」及び「入札保証金に関する約定書（別記様式7）」を添え提出しなければなりません。

3 入札保証金は、開札完了後（再度の入札を含む。）、落札者を除き、入札保証金納付の際に発行した「領収書」と引換えに還付します。

第4条 入札者は、「入札書（別記様式6）」に所要の事項を記載し、所定の箇所に記名・押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記し、所定の時刻に入札箱に投入してください。

2 記載事項を訂正したときは、訂正箇所に訂正印（印鑑証明書の印）を押さなければなりません。ただし、金額の訂正はできません。

3 入札者が代理人である場合は、入札前に「委任状（別記様式5）」を提出して下さい。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、他の入札参加者の代理をすることはできません。

5 入札参加者は、入札参加資格を有しない者を入札の代理人とすることはできません。

第5条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。

第6条 次の各号に該当する入札書は、無効とします。

(1) 入札参加資格を有しない者がした入札書

(2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札書

(3) 当該入札に対する同一人の2以上の入札書

(4) 第3条第1項に規定する入札保証金を納付しない者のした入札書

(5) 記名押印のない、又は判然としない入札書

(6) 入札金額の記載が不明確な入札書

(7) 入札公告において示される入札時刻に、入札箱に投入されなかった入札書

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書

(9) 当該入札について他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札書

(10) 委任状を持参しない代理人のした入札書

(11) 委任状の表示内容並びに押印のない、又は判然としない入札書

(12) 郵送による入札書

(13) その他入札に関する条件に違反した入札書

第7条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その事由のいかんにかかわらず、その入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

第8条 開札は、入札場所において入札後直ちに、入札参加者立会のうえ行います。

第9条 入札を行った者のうち、最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札したものを落札者とします。

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

第11条 落札者は、落札決定の日から起算して5日以内に土地の契約を締結しなければなりません。上記期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は県に帰属することになります。

第12条 落札者は、売買契約締結の際、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

2 入札保証金は契約保証金に充当します。

第13条 入札をした者は、入札後、入札物件、売買条件、入札案内書等についての不知又は不明を理由として異議を申立てることはできません。

県有財産売買契約書

売出人 石川県（以下「甲」という。）と買受人 〔※落札者〕（以下「乙」という。）とは、次のとおり県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	摘要

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 〔※落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金〔※売買代金の10/100以上〕円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させる。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〔※落札金額から契約保証金を差し引いた額〕円を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、令和 年 月 日に移転する。

（登記嘱託請求書等）

第7条 乙は、所有権移転までに、登録免許税相当額の領収証書又は印紙を添付した登記嘱託請求書を甲に提出し、甲は、売買物件の所有権が乙に移転した後、遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した日に売買物件を現状有姿のまま引き渡す。

（危険負担）

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他甲及び乙いずれの責めにも帰すことができない理由により滅失又は毀損して本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の納付を拒むことができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの契約保証金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には利息を付さない。

（契約不適合責任）

第10条 甲は、売買物件を現状有姿のまま引き渡すものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足、その他契約の内容に適合しないことを理由として、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をする

ことができない。

(指定用途及び用途外使用の禁止)

第11条 乙は、売買物件を売払申請書に記載した用途及び事業計画（以下「指定用途」という。）のとおりに自ら供しなければならない。

2 乙は、第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した日から5年間（以下「指定期間」という。）は、甲の承認を得ないで売買物件を指定用途以外に供してはならない。

(権利の設定等の禁止)

第12条 乙は、本契約締結の日から指定期間が満了する日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用賃借による権利若しくは賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をし、又は売買物件の所有権を移転してはならない。

2 乙は、甲の承認を得て売買物件の所有権を第三者に移転する場合、又は権利の設定をする場合は、当該第三者に対し、本契約に規定する第11条から第22条の義務を承継しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により、所有権の移転を承認する場合において、特に必要と認めた場合には、乙から乙の現実の売買価額と第3条に定める売買代金との差額を限度として、甲の定める基準により算定した額を徴収することができる。

4 乙は、第1項の規定により、権利の設定又は所有権の移転をしようとするときは事前に詳細な事由（所有権の移転等に関する契約書（案）等の資料を含む。）を付した書面により甲に申請し、書面による承認を受けなければならない。

(通知事項)

第13条 乙は、本契約締結の日から指定期間が満了する日までは、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に対して書面をもって通知しなければならない。

(1) 事業計画の内容に変更があったとき

(2) 解散、合併、又は営業を停止したとき

(3) 名称又は所在地に変更があったとき

(4) 滞納処分、強制執行、仮差押若しくは仮処分を受け、又は競売の申立てを受けたとき

(5) 会社更生の手続、民事再生の手続の開始、又は破産の申立てがなされたとき

(公害の防除)

第14条 乙は、事業実施にあたり公害が発生しないように法令、協定に基づき必要な公害防止措置を講じて、公害を防止しなければならない。

2 公害が発生した時は、乙の責任において解決しなければならない。

(景観協定の締結)

第15条 乙は、地域の良好な環境を維持、増進するため、建築物及び緑化に関して、甲が別途定める内容によるいしかわサイエンスパーク景観協定を締結しなければならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、本契約締結の日から指定期間が満了する日までは、第11条に関し、必要があると認めるときは、売買物件を調査し、又は乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第17条 乙は、第11条、第12条又は第14条、第15条で指定する義務を履行しない場合は、金〔※買代金の3割〕円を違約金として、甲に支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なく前条第2項に定める義務に違反して実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金〔※買代金の1割〕円を違約金として、甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合

において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により、本契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 第1項の規定により本契約が解除された場合において、甲は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(返還金等)

第20条 甲は、前2条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第21条 乙は、甲が第18条又は第19条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第22条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第23条 甲は、第20条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第17条若しくは第19条第2項に定める違約金又は第21条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部または一部と相殺する。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判の管轄)

第26条 本契約に関する訴えの管轄は、石川県庁所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 甲 石川県
石川県知事 馳 浩

買受人 乙 住所
氏名

いしかわサイエンスパーク景観協定書

石川県（以下「甲」という。）と買受人〔※落札者〕（以下「乙」という。）は、甲乙間で令和 年 月 日に締結した県有財産売買契約書第15条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、いしかわサイエンスパークの景観の保全等に関し、必要な事項を定めることにより、当該パークの健全な発展と良好な研究開発環境を維持することを目的とする。

（敷地の管理）

第2条 乙は、敷地を環境、衛生、公害及び防災等の面から常に良好な状態に保持するよう維持管理しなければならない。

（建築物及び工作物に関する基準）

第3条 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置、構造、形態及び意匠は、次の各号に定める基準によるものとし、乙は、これに基づいた建築物等を建設しなければならない。

（1）建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次のとおりとする。

ア 建物 100坪未満の場合 2m以上

イ 建物 100坪以上の場合 3m以上

（2）主要構造物は耐火構造、外装材は耐久性のある不燃材料を用いるものとする。

（3）高さは、15m以下とする。ただし、甲が承認したときは、この限りではない。

（4）建築物等の形態及び意匠は、基本的には乙の独創性に委ねるが、周辺環境との調和に十分配慮するものとする。

また、色彩については、原色を避けるものとし、周辺環境との調和に十分配慮するものとする。ただし、面積が5㎡以下のサイン施設（案内板、説明板等）において、アクセントカラーとして原色を利用する場合は、この限りではない。

（建築設備）

第4条 乙は、高架水槽、クーリングタワー等建築整備を屋上、又は建築物の周囲に設置する場合は、隠蔽するなど意匠上の配慮を行い、周辺環境との調和に配慮するものとする。

（出入口）

第5条 道路への出入口は、原則として2箇所以内とする。

（門及び塀）

第6条 門及び塀（かき、さくを含む）は、設置してはならない。ただし、甲が承認したときは、この限りではない。

（屋外広告物）

第7条 屋外広告物を設置してはならない。ただし、自己の建築物を表示するもので、壁面を利用するもの（この場合、一壁面1箇所とする。）、又は出入口に独立して設置するものについて、位置、構造、形態等周辺環境との調和に適したものは、この限りではない。

（駐車場）

第8条 敷地内に駐車場を設置するものとする。

（道路照明灯及び防犯灯）

第9条 道路に面した部分に道路照明灯及び防犯灯を設置する場合は、形態、高さ、位置及び色彩について周辺環境との調和に配慮するものとする。

（電力線及び電話線の地下埋設）

第10条 敷地内の電力及び電話の配線は、地下埋設とする。ただし、甲が承認したときは、この限りではない。

(敷地の二次造成及び区画の細分化の禁止)

第11条 敷地については、二次造成及び区画の細分化を禁止する。ただし、甲が承認したときは、この限りではない。

(緑化に関する基準)

第12条 乙は、次の各号に定める基準により、緑化しなければならない。

- (1) 第3条第1号に規定する敷地境界には、植樹等を重点的に配置するものとする。
- (2) 樹木等の植栽については、道路、公園等の植栽との調和に配慮するものとする。

(緑地の維持管理)

第13条 乙は、樹木等の健全な育成のため、せん定整枝及び病虫害の防除等を行い、良好な景観形成に努めなければならない。

(建設行為等の承認)

第14条 乙は、第3条に規定する建設行為を行う場合、また第4条から第10条に規定する建築設備等を整備する場合、及び第12条に規定する緑化を図る場合において、事前に甲の承認を受けなければならない。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から5年間とし、期間が満了する1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも更新について異議が述べられないときは、この協定は期間満了の日の翌日から更に5年間有効に存続するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間内に協定を変更する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

(疑義等の解決)

第16条 この協定に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 石川県
石川県知事 馳 浩

乙 住所
氏名

県有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

申込者住所
又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

電話番号

(注) 法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。持分を共有する場合は、共有者全員の連名で記載すること。

石川県が売却する下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る県有財産の一般競争入札に参加を申し込みます。

(添付書類)

- | | |
|---------------|-----|
| 1 役員等名簿 | 1 通 |
| 2 誓約書 | 1 通 |
| 3 事業計画書 | 1 通 |
| 4 登記事項証明書 | 1 通 |
| 5 印鑑証明書 | 1 通 |
| 6 定款 | 1 通 |
| 7 国税、県税の納税証明書 | 1 部 |
| 8 会社概要がわかるもの | 1 部 |
| 9 直近3期分の決算報告書 | 1 部 |

記

- 一般競争入札に参加申込みする物件

物 件 名 称 :
所 在 地 :
数 量 :

誓 約 書

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

申込者住所
又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印
(印鑑証明書の印)

電話番号

(注) 法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。持分を共有する場合は、共有者全員の連名で記載すること。

このたび、石川県の県有財産一般競争入札の参加申込にあたり、下記の事項に相違ない旨確約し、貴県における入札、契約等に係る諸規定を順守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴県の指示に従い、貴県に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴県に対し一切異議、苦情等は申しません。以上、誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に掲げる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）のいずれにも該当しません。
- 2 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次に掲げるいずれにも該当しません。
 - (1) 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 3 次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札においてその公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴県に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄等の刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的失墜行為をなし、契約の相手方として不相当であると認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

(別記様式4)

事業計画書

令和 年 月 日

担当者名 _____

電話番号 _____

1 会社の概要

- ① 会社名
- ② 代表者職氏名
- ③ 本社所在地
- ④ 資本金
- ⑤ 設立年月日
- ⑥ 従業員数

2. 事業内容及び特徴

3. 申請書記載の物件で実施する事業内容

①基本方針

②生産及び販売計画

品名		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	数量					
	金額（千円）					
	数量					
	金額（千円）					

③対象ユーザー（主要取引先）

④販売ルートの図示

⑤従業員数について

	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
従業員数	人	人	人	人	人	人
うちパート	人	人	人	人	人	人

委任状

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印



私は、上記の者を代理人と定め、下記の石川県県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

- 次の県有財産の一般競争入札に関する一切の権限委任

物件番号	権限委任	所在地番	財産区分	地目	数量
1		能美市旭台二丁目5番2	土地	宅地	747.84m ²
2		能美市旭台二丁目5番11	土地	宅地	1,359.36m ²

(注) 「権限委任」欄には、いずれか1つの物件に○印を付けること。

複数物件について委任する場合は、それぞれ別紙とすること。

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

申込人（委任者）住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印
(印鑑証明書の印)

入札書

	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
--	----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(注) 入札価格には「¥」を付けること。

○入札する物件

物件番号	権限委任	所在地番	財産区分	地目	数量
1		能美市旭台二丁目5番2	土地	宅地	747.84m ²
2		能美市旭台二丁目5番11	土地	宅地	1,359.36m ²

(注) 「入札」欄には、いずれか1つの物件に○印を付けること。

入札案内書等を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

入札者住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印

※ 印鑑証明書の印をご使用下さい。
代理人の場合は、委任状の代理人使用印をご使用下さい。

入札保証金に関する約定書

○ 入札保証金を納付する物件

物件番号	権限委任	所在地番	財産区分	地目	数量
1		能美市旭台二丁目5番2	土地	宅地	747.84m ²
2		能美市旭台二丁目5番11	土地	宅地	1,359.36m ²

(注) 「保証金納付」欄には、いずれか1つの物件に○印を付けること。

入札保証金 ¥ _____ 円

上記金額を、現金または銀行振出小切手により納付し、入札に参加します。
 落札者となり契約を締結しないときには、入札保証金を没収されても異議ありません。
 上記につき約定します。

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

入札者住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

印

※ 印鑑証明書の印をご使用下さい。
 代理人の場合は、委任状の代理人使用印をご使用下さい。

銀行振出小切手について（見本等）

県有財産の一般競争入札における入札保証金は、現金または小切手により納めなければなりません。小切手として納めることができるのは、「銀行振出小切手（預金小切手、預手という。）」だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出し、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。

見 本

AA00000	小 切 手	金沢 1701 ****-****
支払地	〇〇市〇〇町 株式会社 〇〇銀行〇〇支店	銀行
¥ 1 , 0 0 0 , 0 0 0 - ※		
上記の金額をこの小切手と引替えに、持参人 殿へ お支払い下さい		
令和 〇〇年〇〇月〇〇日 振出地 〇〇市	株式会社 〇〇銀行〇〇支店 支店長 〇〇〇〇 印	

※ 注意事項

- (1) 振出人、支払人とも同一金融機関である。
- (2) 「持参人渡」である。
- (3) 振出日から7日以内である。
- (4) 石川県内の手形交換所加盟店のものである。
- (5) なるべく「線引き」として下さい。

物 件 調 書

物件番号	1	最低売却価格	10,500,000円
------	---	--------	-------------

所在地		能美市旭台二丁目5番2			
土地	登記簿(実測) 747.84㎡	地目	宅地	所有者	石川県
建物	1階建 166.16㎡ (H16.5.25 新築)	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建	所有者	(公財)石川県産業創出支援機構
接面道路の幅員		舗装市道(サイエンスパーク2号線) 幅員約9m			
法制令等に基づく	都市計画法	非線引都市計画区域			
	建築基準法	用途地域	準工業地域	防火指定	無
		建ぺい率	60%	容積	200%
	その他法律等	能美市特別工業地区建築条例(第五種特別工業地区) いしかわサイエンスパーク景観協定書			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	—	
供給処理施設の状況	区分	事業所名			電話番号
	電気	北陸電力(株)お客様サービスセンター			0120-776453
	上水道	能美市上下水道課			0761-58-2260
	下水道	能美市上下水道課			0761-58-2260
	都市ガス	無			
交通機関	鉄道	JR北陸本線 能美根上駅 道路距離約13km			
公共施設等	市役所	能美市役所 道路距離約4.5km			
	大学	北陸先端科学技術大学院大学 道路距離約700m			
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件はいしかわフロンティアラボH区画に該当します。 ・現況有姿による引き渡しとなります。 ・土地、建物の所有者が異なるため、売買契約は所有者毎との締結になります。 ・(公財)石川県産業創出支援機構所有の建物 <u>参考価格：2,519,000円</u> 				

※物件調書は、物件概要を把握するための参考資料です。ご自身において諸規制等について、調査確認を行ってください。

物 件 調 書

物件番号	2
------	---

最低売却価格	20,120,000円
--------	-------------

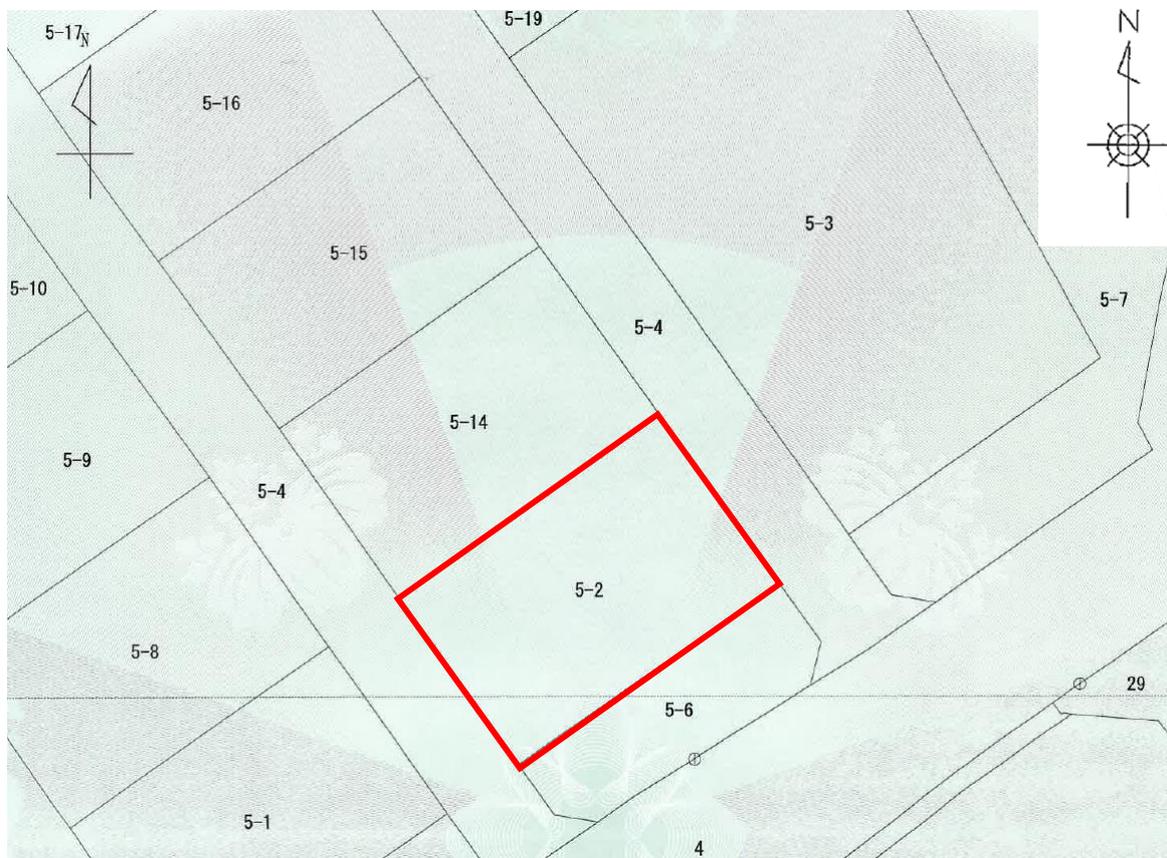
所在地	能美市旭台二丁目5番11				
面積	登記簿(実測) 1,359.36 m ²	地目	宅地	所有者	石川県
接面道路の幅員	舗装市道(サイエンスパーク2号線) 幅員約9m				
法制令等に基づく	都市計画法	非線引都市計画区域			
	建築基準法	用途地域	準工業地域	防火指定	無
		建ぺい率	60%	容積	200%
その他法律等	能美市特別工業地区建築条例(第五種特別工業地区) いしかわサイエンスパーク景観協定書				
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	-	
供給処理施設の状況	区分	事業所名			電話番号
	電気	北陸電力(株)お客様サービスセンター			0120-776453
	上水道	能美市上下水道課			0761-58-2260
	下水道	能美市上下水道課			0761-58-2260
	都市ガス	無			
交通機関	鉄道	J R 北陸本線 能美根上駅 道路距離約13km			
公共施設等	市役所	能美市役所 道路距離約4.5km			
	大学	北陸先端科学技術大学院大学 道路距離約700m			
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件はいしかわフロンティアラボE区画に該当します。 ・現況有姿による引き渡しとなります。 				

※物件調書は、物件概要を把握するための参考資料です。ご自身において諸規制等について、調査確認を行ってください。

案内図（能美市旭台二丁目 5 番 2, 5 番 11）



明細図（物件 1）



明細図 (物件 2)



入札会場等のご案内

1 入札会場

会場	所在地	電話番号	位置図
石川県庁14階 1405会議室	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1511	-

2 当日の持ち物

- (1) 印鑑（印鑑証明書のもの。ただし、代理人の場合は委任状に押捺の代理人のもの）
- (2) 身分証明書（例：運転免許証）
- (3) 委任状（代理人が入札する場合）
- (4) 入札書
- (5) 入札保証金に関する約定書、入札保証金（入札金額の100分の5以上に相当する額）
- (6) 収入印紙（営業で参加の場合）
- (7) 筆記用具